

秋田市立地適正化計画に係る 届出制度について

(第4版)

令和3年1月

目 次

1	秋田市立地適正化計画策定の背景	1
2	秋田市立地適正化計画策定に伴う届出について	2
3	住宅の開発・建築等に関する届出	3
3-1	住宅の開発・建築等に関する届出対象行為について	3
3-2	届出の対象とならない行為	5
3-3	届出に必要な図書	5
参考1	居住誘導区域	6
4	都市機能増進施設（誘導施設）の開発・建築等に関する届出	7
4-1	誘導施設の開発・建築等に関する届出対象行為について	7
4-2	届出の対象とならない行為	7
4-3	誘導施設	8
4-4	届出に必要な図書	9
5	誘導施設の休廃止に関する届出	10
5-1	誘導施設の休止又は廃止に関する届出対象行為について	10
参考2	都市機能誘導区域	11
6	手続の流れ	12
7	届出制度に関するQ & A	13
巻末資料	14
	・住宅の開発・建築等に関する届出に係る様式	15
	・誘導施設の開発・建築等に関する届出に係る様式	19
	・誘導施設の休廃止に関する届出に係る様式	23
	・記載例	25

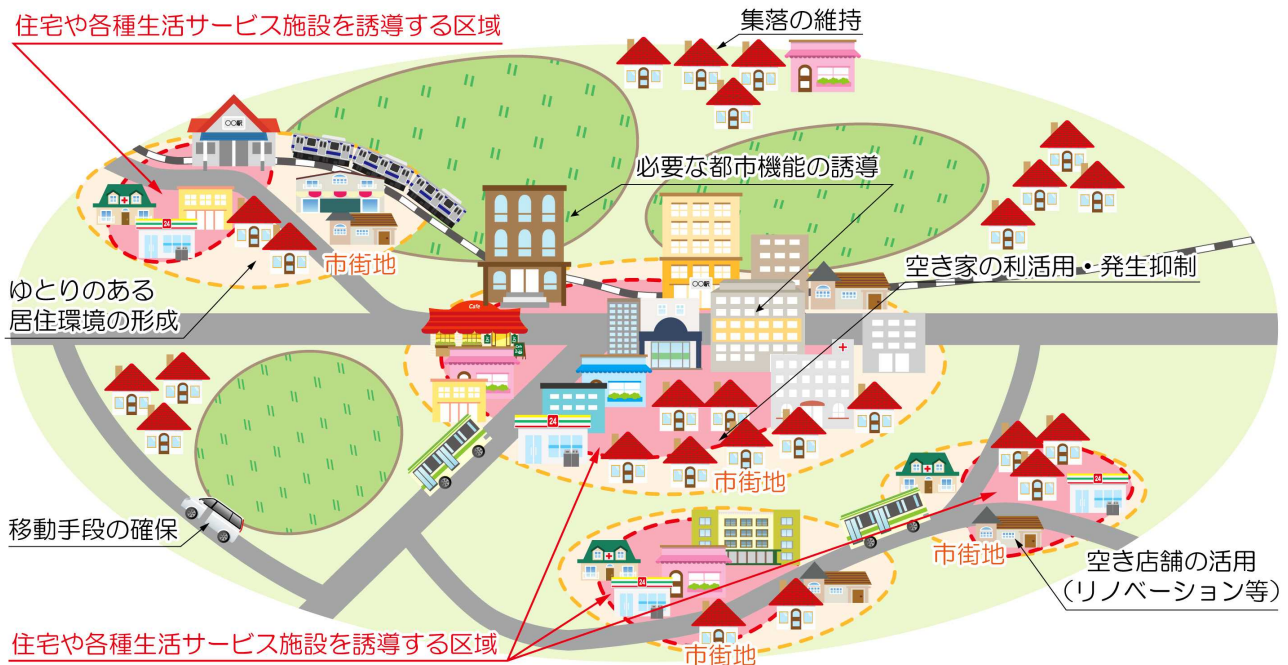
1 秋田市立地適正化計画策定の背景

本市の人口は、戦後、周辺町村との合併を経て人口が急増し、高度経済成長期以降も一貫して増加を続けましたが、2003年（平成15年）に減少に転じました。2005年（平成17年）に河辺町・雄和町と合併し約33万3千人に達しましたが、今後も減少が続くと予想されています。

そうした中、現在の市街地のままで人口減少・高齢化が進行すると、市街地の低密度化が進み、これまで一定の人口に支えられてきた医療・福祉・商業・子育て支援等の生活サービスの提供や、地域のコミュニティの維持が困難になるなど、市民生活に影響を及ぼすことが懸念され、都市としての持続性を確保していくためには、人口減少を抑制する取組みとともに、人口規模に見合った都市を構築していく必要があります。

そのため、本市の都市計画の基本的な方針を示す「第6次秋田市総合都市計画（平成23年）」において、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、さらに、財政面および経済面において持続可能な都市となるよう、将来の都市の形として、多様な生活サービス施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする地域住民が公共交通等により、これらの生活サービス施設等を容易に利用できるように、市内7地域それぞれの拠点として「核」とする多核集約型のコンパクトシティを目指すこととしました。

そうした方針のもと、コンパクトシティの実現に向け、平成26年に都市再生特別措置法で創設した立地適正化計画制度を活用し、本市における住宅と医療・福祉・商業・子育て支援等の生活サービス施設の立地の適正化に関する基本方針とともに、それらを誘導する区域や施策等を定める『秋田市立地適正化計画』を策定しました。



▲図 目指すべき将来の都市のイメージ

2 秋田市立地適正化計画策定に伴う届出について

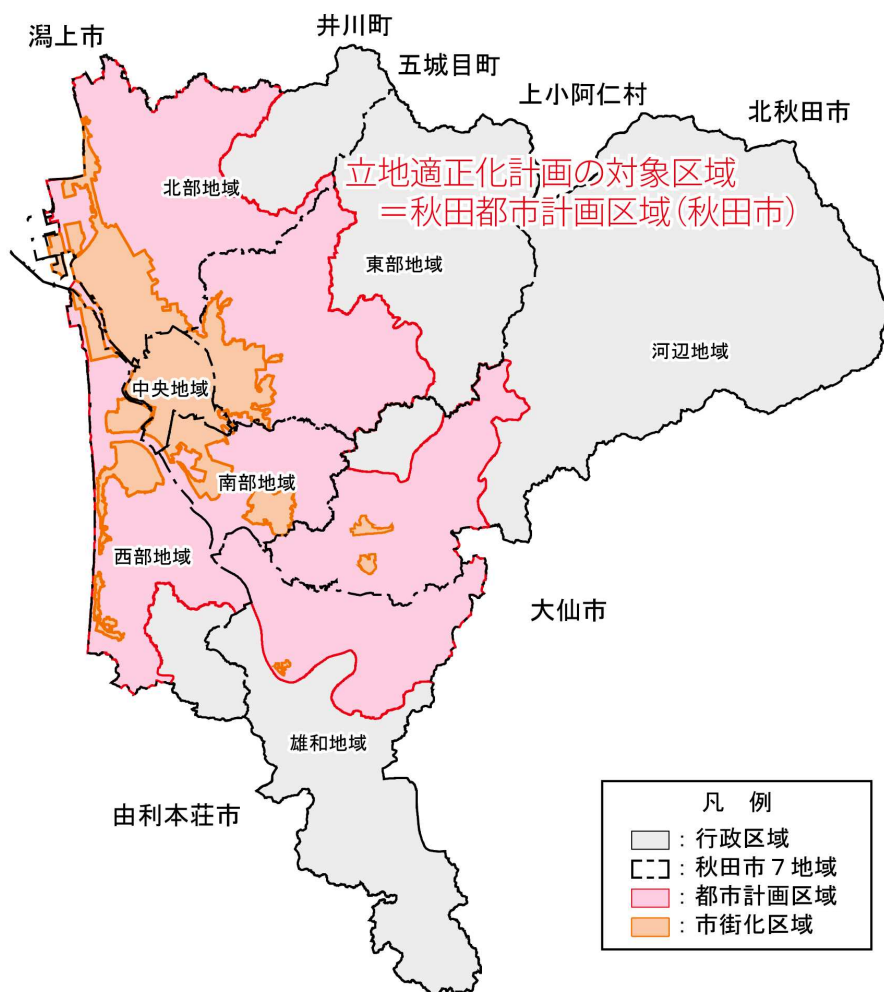
立地適正化計画では、人口減少下にあっても、暮らしやすく、持続可能な都市の実現を図るため、各地域の拠点とその周辺、公共交通沿線などに居住を誘導して人口密度を維持する『居住誘導区域』と、医療・福祉、商業、子育てなどの生活サービス機能を提供する施設の集積を誘導する『都市機能誘導区域』を設定しています。

立地適正化計画の策定に伴い、市が居住や都市機能の立地の動向を把握するとともに、各誘導区域に居住や都市機能を緩やかに誘導するため、都市機能誘導区域外および居住誘導区域外では、都市機能誘導区域に位置付けた誘導施設や一定規模以上の住宅の開発・建築等を行う際に、都市再生特別措置法第88条並びに同法第108条に基づき、市への届出が必要となります。

また、都市機能誘導区域内で、秋田市立地適正化計画に位置付けた誘導施設を休止又は廃止しようとする場合には、都市再生特別措置法第108条の2に基づき、市への届出が必要となります。

上記の都市再生特別措置法第88条並びに第108条による届出に関する制限は、宅地建物取引業法に規定する『重要事項の説明等』の対象となります。

なお、立地適正化計画は都市計画区域内を対象とした計画であることから、秋田都市計画区域外における住宅や誘導施設の開発・建築行為・休廃止等については届出不要です。



▲図 秋田市立地適正化計画の対象区域（秋田都市計画区域）

3 住宅の開発・建築等に関する届出

3 - 1 住宅の開発・建築等に関する届出対象行為について

▷都市再生特別措置法第88条 ▷同法施行令第26条 ▷同法施行規則第35条

秋田都市計画区域内の居住誘導区域外で、次の開発行為や建築行為等を行おうとする場合には、市が居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握するため、これらの行為に着手する30日前までに、行為の種類や場所、設計又は施行方法、着手予定日等を市に届け出なければなりません。

(1) 開発行為：主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（都市計画法第4条第12項）

【届出対象行為】

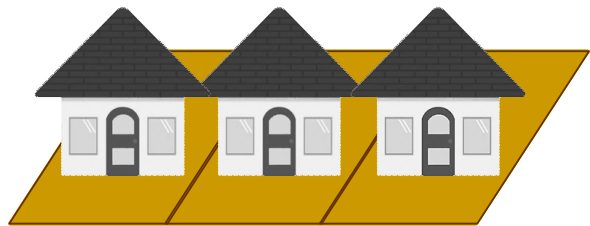
- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

※住宅とは、戸建て住宅、共同住宅および長屋等の用に供する建築物をいい、兼用住宅を含みます。

※開発行為を行おうとする区域の全部又は一部が居住誘導区域内である場合は、届出は不要です。

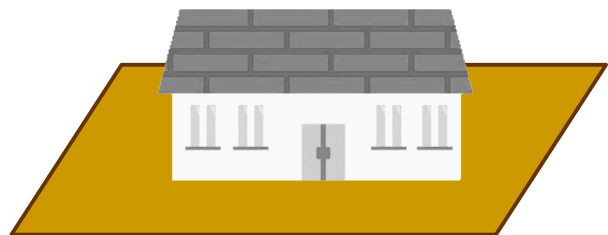
例1) 3戸以上の住宅開発

⇒ 届出が必要



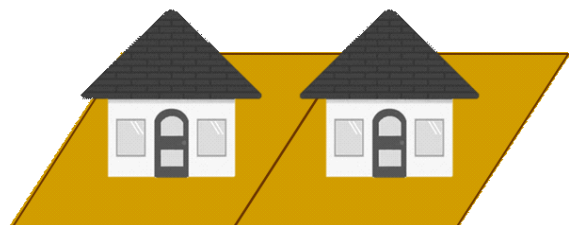
例2) 1戸の住宅開発で、
その規模が1,100㎡

⇒ 届出が必要



例3) 2戸の住宅開発で、
その規模が850㎡

⇒ 届出が不要



▲図 届出対象行為の例（住宅の建築を目的とした開発行為）

(2) 建築等行為：建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転する行為
(建築基準法第2条第13号)

【届出対象行為】

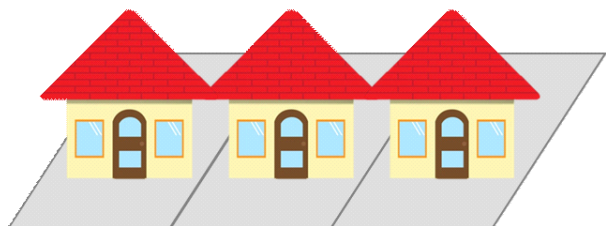
- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする行為
- ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする行為

※住宅とは、戸建て住宅、共同住宅および長屋等の用に供する建築物をいい、兼用住宅を含みます。

※建築等行為を行おうとする区域の全部又は一部が居住誘導区域内である場合は、届出は不要です。

例1) 3戸以上の住宅の新築

⇒ 届出が必要



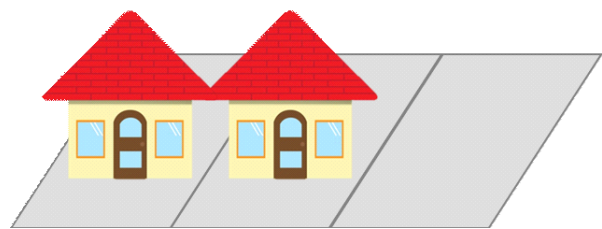
例2) 建築物を改築し、3戸以上の長屋・共同住宅等にする行為

⇒ 届出が必要



例3) 2戸の住宅の新築

⇒ 届出が不要



▲図 届出対象行為の例（住宅の建築行為等）

3 - 2 届出の対象とならない行為

▷都市再生特別措置法第88条第1項第1号～第4号

▷同法施行令第27条、第28条

住宅の開発・建築等行為の内、次の行為をしようとする場合は届出は不要です。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 仮設住宅又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為② 仮設住宅又は農林漁業を営む者の住宅の新築③ 建築物を改築し、又はその用途を変更して仮設住宅又は農林漁業を営む者の住宅とする行為④ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為⑤ 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として行う行為⑥ その他、市の条例で定める行為（※秋田市では条例を制定していません） |
|--|

3 - 3 届出に必要な図書

▷都市再生特別措置法第88条

▷同法施行規則第35条、第37条および第38条

対象行為をしようとする際は、次の図書により届け出てください。

届出様式は、秋田市都市整備部都市計画課（市役所4階）の窓口で配布するほか、秋田市都市計画課ホームページからダウンロードすることが可能です。

(<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/machizukuri/1011485/1007503/1012094.html>)

【開発行為の場合】

届出書：様式第十（第三十五条第一項第一号関係）

添付図書：

- ・位置図（縮尺2,500分の1程度）
- ・現況図（行為地および周辺の公共施設を表示する図面、縮尺1,000分の1以上）
- ・設計図（縮尺100分の1以上）

【建築等行為の場合】

届出書：様式第十一（第三十五条第一項第二号関係）

添付図書：

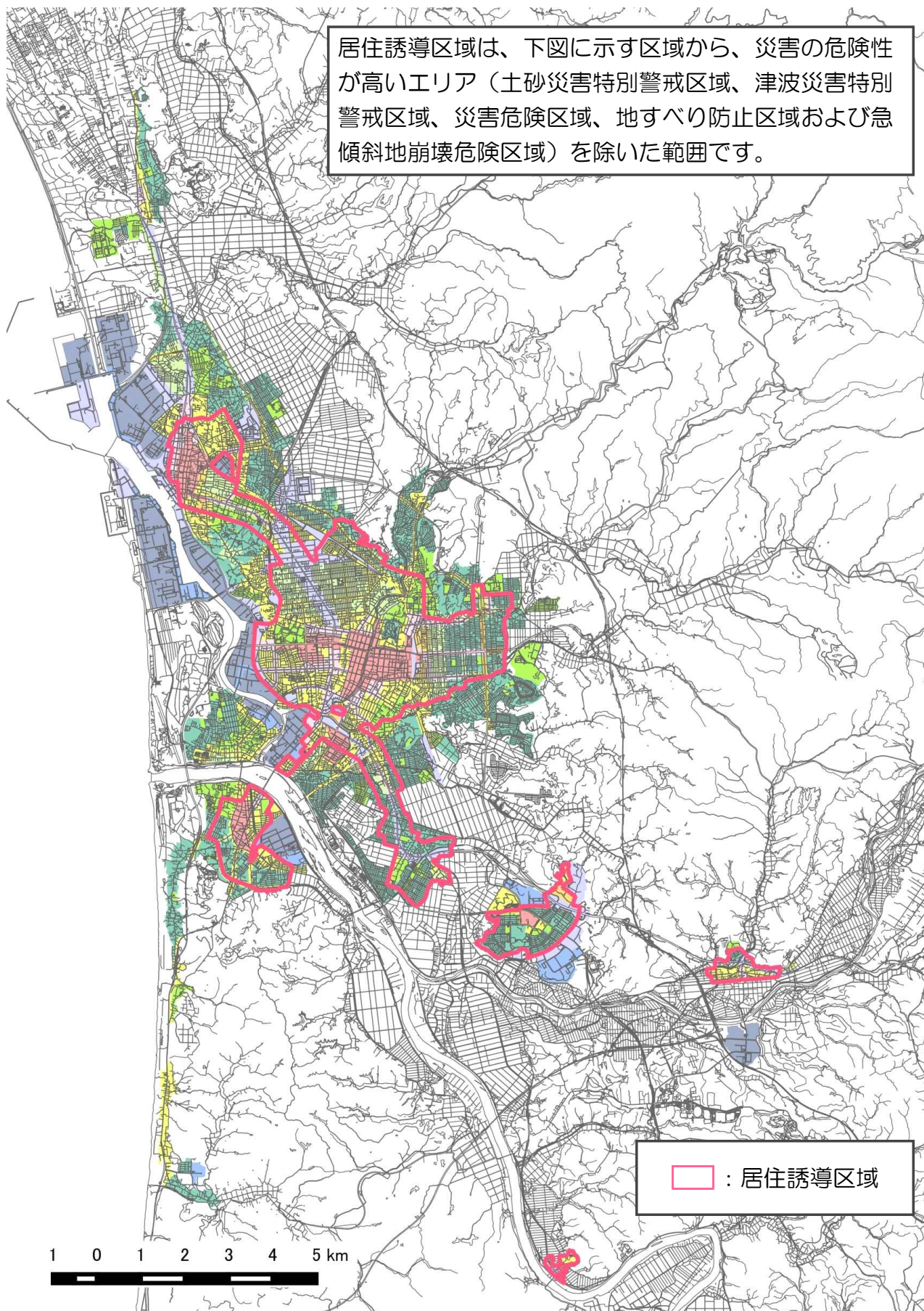
- ・位置図（縮尺2,500分の1程度）
- ・配置図（敷地内における住宅の位置を表示する図面、縮尺100分の1以上）
- ・二面以上の立面図および各階平面図（縮尺50分の1以上）

【上記行為の届出内容を変更する場合】

届出書：様式第十二（第三十八条第一項関係）

添付図書：上記それぞれの場合と同様

参考 1 居住誘導区域



▲図 居住誘導区域図

4 都市機能増進施設（誘導施設）の開発・建築等に関する届出

4 - 1 誘導施設の開発・建築等に関する届出対象行為について

▷都市再生特別措置法第108条 ▷同法施行規則第52条

秋田都市計画区域内の都市機能誘導区域外の区域等※で、計画に位置付けた誘導施設に関する次の開発行為や建築行為等を行おうとする場合には、市が誘導施設に係る開発等の動きを把握するため、これらの行為に着手する30日前までに、行為の種類や場所、設計又は施行方法、着手予定日等を市に届け出なければなりません。

〔※秋田市立地適正化計画では、地域の特性に応じて誘導施設を設定しています（P8、表「誘導施設一覧」参照）。そのため、誘導施設の種類や計画地によっては、都市機能誘導区域内であっても（都市機能誘導区域外と同様に）届出が必要になる場合があります。〕

(1) **開発行為**：主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（都市計画法第4条第12項）

【届出対象行為】

① 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為

(2) **建築等行為**：建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転する行為（建築基準法第2条第13号）

【届出対象行為】

① 誘導施設を有する建築物の新築

② 建築物を改築して、誘導施設を有する建築物とする行為

③ 建築物の用途を変更して、誘導施設を有する建築物とする行為

※一部に誘導施設を含む複合施設の開発・建築等も届出の対象になります。

※開発行為・建築等行為を行おうとする区域の全部又は一部が都市機能誘導区域内である場合は、届出は不要です。

4 - 2 届出の対象とならない行為

▷都市再生特別措置法第108条第1項第1号～第4号

▷同法施行令第35条、第36条

誘導施設の開発・建築等行為の内、次の行為をしようとする場合は届出は不要です。

① 誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為

② 誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築

③ 建築物を改築し、又はその用途を変更して誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為

④ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

⑤ 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として行う行為

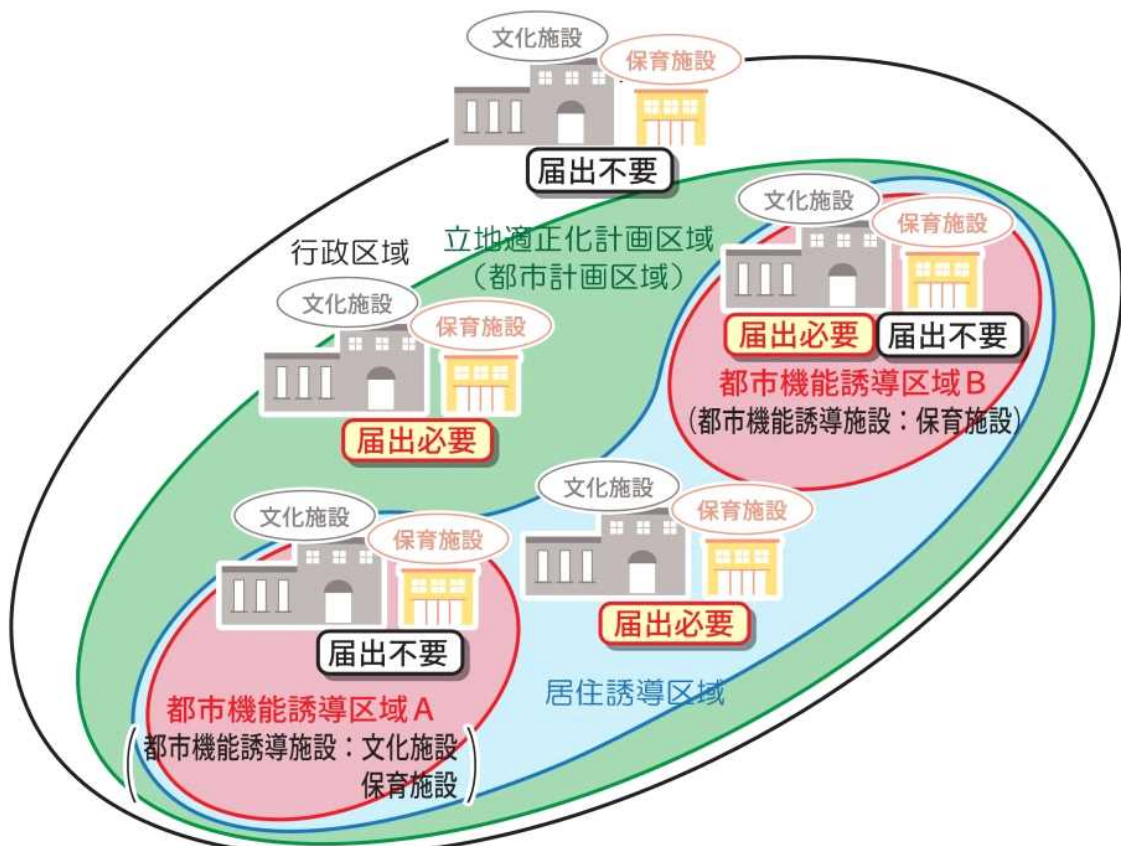
⑥ その他、市の条例で定める行為（※秋田市では条例を制定していません）

4 - 3 誘導施設

秋田市立地適正化計画では、各地域の拠点のそれぞれの性質に合わせ、各拠点ごとに確実に立地されるべき施設・機能として、下表のとおり誘導施設を設定しました。

▼表 誘導施設一覧

誘導施設			都市機能誘導区域						
			中央地域	東部地域	西部地域	南部地域	北部地域	河辺地域	雄和地域
介護・福祉機能	通所介護施設 (通所系高齢者福祉施設)	・老人福祉法第5条の2第3項に規定する事業を行う施設	○	○	○	○	○	○	○
子育て機能	特定教育・保育施設等 (保育所、認定こども園、幼稚園)	・児童福祉法第39条第1項に規定する施設 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する施設 ・学校教育法第1条に規定する幼稚園	○	○	○	○	○	○	○
	地域型保育事業 (小規模保育事業、事業所内保育事業)	・児童福祉法第6条の3第10項に規定する事業を行う施設 ・児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業を行う施設	○	○	○	○	○	○	○
商業機能	店舗面積10,000㎡以上の小売商業施設		○	—	—	○	—	—	—
	スーパー、ドラッグストア (店舗面積が1,000㎡以上10,000㎡未満で生鮮食料品を取り扱うもの)	・大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積1,000㎡以上10,000㎡未満の小売商業施設で、生鮮食品を取扱うもの	○	○	○	○	○	○	○
医療機能	医科診療所 (有床診療所(入院させるための施設を有する施設)を除く)	・医療法第1条の5第2項に規定する施設で歯科診療所を除く	○	○	○	○	○	○	○
教育・文化機能	博物館・美術館等	・博物館法第2条第1項に規定する博物館および美術館 ・博物館法第29条に規定する博物館相当施設 ・秋田市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例第2条に規定する文化施設	○	—	—	—	—	—	—
	文化ホール等	・ホール機能を有する文化施設	○	—	—	—	—	—	—
	市民交流施設	・市民活動の拠点および交流機能を有する施設	○	○	○	○	○	—	—



▲図 届出が必要な誘導施設と行為地のイメージ

4 - 4 届出に必要な図書

- ▷都市再生特別措置法第108条
- ▷同法施行規則第52条、第54条および第55条

対象行為をしようとする際は、次の図書により届け出てください。

届出様式は、秋田市都市整備部都市計画課（市役所4階）の窓口で配布するほか、秋田市都市計画課ホームページからダウンロードすることが可能です。

(<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/machizukuri/1011485/1007503/1012094.html>)

【開発行為の場合】

- 届出書：様式第十八（第五十二条第一項第一号関係）
- 添付図書：
 - ・位置図（縮尺2,500分の1程度）
 - ・現況図（行為地および周辺の公共施設を表示する図面、縮尺1,000分の1以上）
 - ・設計図（縮尺100分の1以上）

【建築等行為の場合】

- 届出書：様式第十九（第五十二条第一項第二号関係）
- 添付図書：
 - ・位置図（縮尺2,500分の1程度）
 - ・配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面、縮尺100分の1以上）
 - ・二面以上の立面図および各階平面図（縮尺50分の1以上）

【上記行為の届出内容を変更する場合】

- 届出書：様式第二十（第五十五条第一項関係）
- 添付図書：上記それぞれの場合と同様

5 誘導施設の休廃止に関する届出

5 - 1 誘導施設の休止又は廃止に関する届出対象行為について

▷都市再生特別措置法第108条の2 ▷同法施行規則第55条の2

都市機能誘導区域内で、計画に位置付けた誘導施設（計画策定前から存する施設を含む。）を休止又は廃止しようとする場合には、30日前までに市に届け出なければなりません。

※秋田市立地適正化計画では、地域の特性に応じて誘導施設を設定しています（P8、表「誘導施設一覧」参照）。そのため、休止又は廃止する誘導施設の種類や所在地によっては、届出が不要な場合があります。

5 - 2 届出に必要な図書

▷都市再生特別措置法第108条の2

▷同法施行規則第55条の2

対象行為をしようとする際は、次の図書により届け出てください。

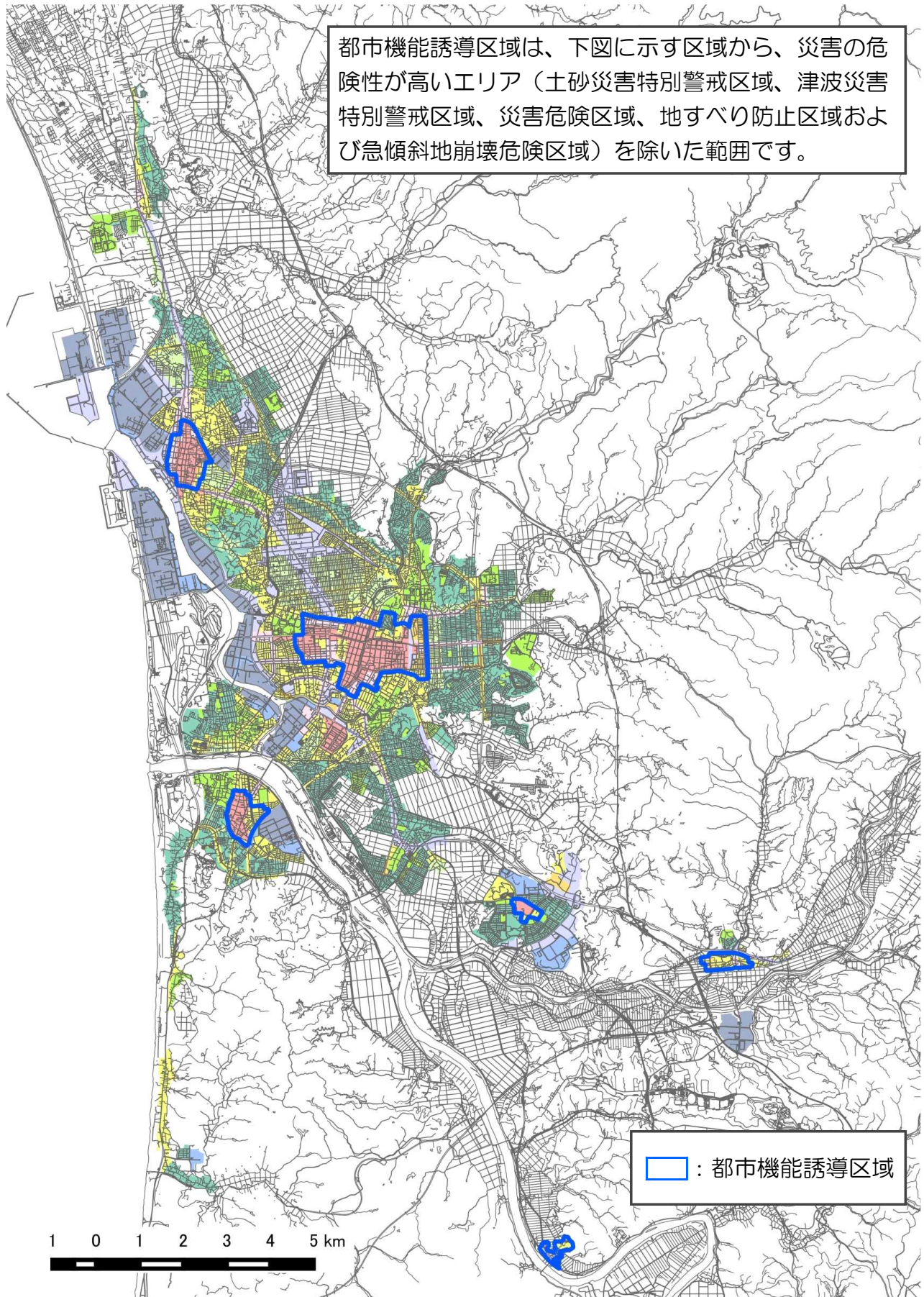
届出様式は、秋田市都市整備部都市計画課（市役所4階）の窓口で配布するほか、秋田市都市計画課ホームページからダウンロードすることが可能です。

（<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/machizukuri/1011485/1007503/1012094.html>）

【誘導施設の休止又は廃止する場合】

届出書：様式第二十一（第五十五条の二関係）

参考2 都市機能誘導区域



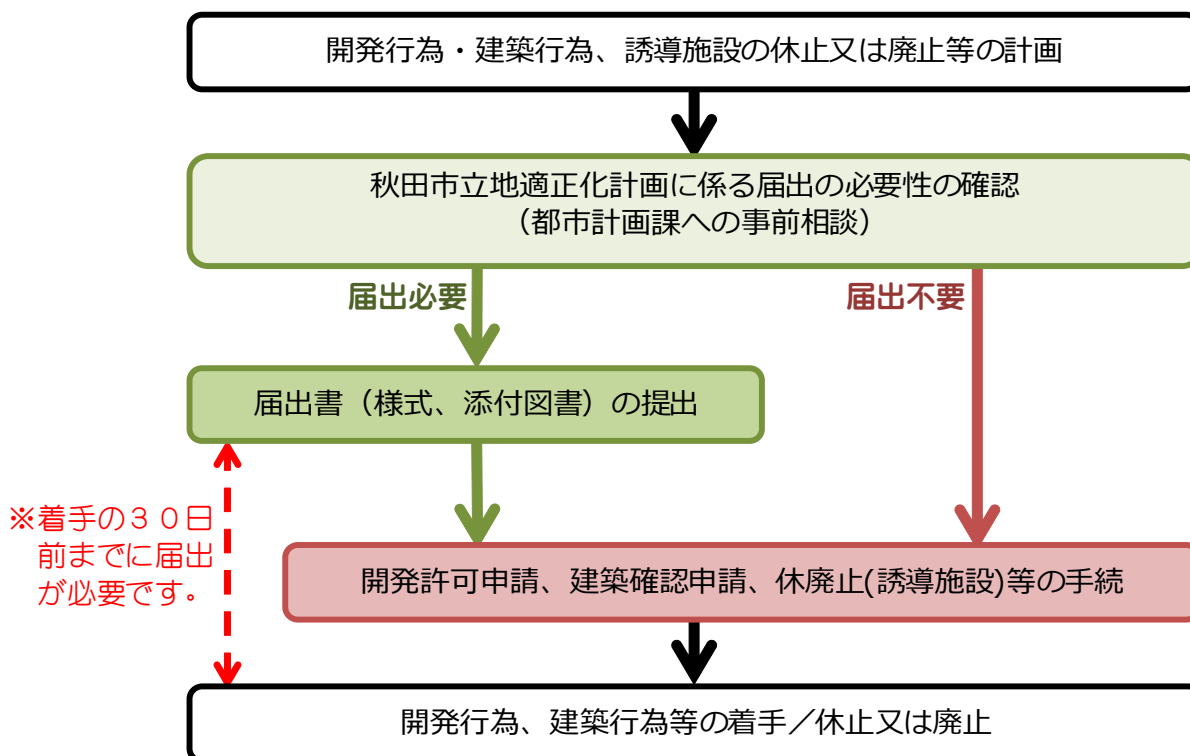
▲図 都市機能誘導区域図

6 手続の流れ

秋田市立地適正化計画に基づく届出は、対象となる行為に着手する30日前までに届出なければなりません。

届出事項を変更しようとする場合にも、変更に係る行為に着手する30日前までに届出が必要になります。

対象となる行為を計画される際には、市への事前相談を検討いただくとともに、届出にあたっては、開発許可申請や建築確認申請に先行して実施されるようご協力をお願いします。



※届出の提出後、内容が変更となる場合には変更に係る行為に着手する30日前までに届出が必要です。

▲図 届出に係る手続の流れ

- 問合せ先（事前相談、届出に関する窓口）：
秋田市 都市整備部 都市計画課 計画担当
- 連絡先：
〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
TEL 018-888-5764、FAX 018-888-5763、E-mail ro-urim@city.akita.lg.jp
- 関係ホームページ：
 - ・秋田市立地適正化計画 (<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/machizukuri/1011485/1007503/1012100/1007988.html>)
 - ・秋田市立地適正化計画に係る届出制度について (<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/machizukuri/1011485/1007503/1012094.html>)

7 届出制度に関するQ & A

Q 1 : 届出の提出方法を教えてください。また、部数は何部必要ですか？

A 1 : 秋田市都市計画課まで、持参、郵送又はメールで1部提出してください。

Q 2 : 届出後に書類の通知等がありますか？

A 2 : 届出者(事業者)様の確認用に、受領後の届出書の写しをお渡しします。

Q 3 : 各誘導区域の範囲はどこで確認できますか？

A 3 : 都市計画課のHP又は秋田市まちづくり地図情報システムで確認することができるほか、電話等での問合せにも対応しています。

・秋田市立地適正化計画に係る届出制度について：<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/machizukuri/1011485/1007503/1012094.html>

・秋田市まちづくり地図情報システム：<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/machizukuri/1011485/1007503/1007897.html>

Q 4 : 各誘導区域の内外にまたがる開発・建築等行為を行う場合、届出は必要ですか？

A 4 : 居住誘導区域又は都市機能誘導区域の内外にまたがる開発・建築等行為については、いずれも『区域内』のものとして、それぞれ届出の要否を判断します。

Q 5 : 都市機能誘導区域内における誘導施設の建築で、届出が必要となるケースはどのような場合ですか？また、建築物の一部が誘導施設の場合、届出は必要ですか？

A 5 : 例えば、中央地域と南部地域の誘導施設として位置付けた『店舗面積10,000㎡以上の小売商業施設』を北部地域の都市機能誘導区域内に建築する場合は届出が必要です。この際、複合施設など、一部に誘導施設を含む建築物も対象となります。

Q 6 : 都市機能誘導区域内で、住宅を建てる際は届出が必要ですか？

A 6 : 都市機能誘導区域は、居住誘導区域内に設定しています。そのため、都市機能誘導区域内において、住宅の開発や建築等を行う際は、届出は不要です。

Q 7 : 対象となる行為の内容に制限がありますか？

A 7 : 届出制度は、市が住宅や誘導施設の立地状況を把握するためのもので、行為の内容を制限するものではありません。

Q 8 : 誘導区域や誘導施設が変更になることはありますか？

A 8 : 立地適正化計画はおおむね5年ごとに、誘導施策の実施状況等について確認・評価を行い、必要に応じて計画を改善するなど見直しを行います。

都市機能および居住の各誘導区域の見直しにあたっては、市が見直しの必要性について検討したうえで、その内容を客観的に判断するため、秋田市都市計画審議会に見直しの要否を諮ることとしています。

Q 9 : 届出に関する罰則はありますか？

A 9 : 届出をしないで又は虚偽の届出をして開発行為等を行った場合、都市再生特別措置法第130条に基づき罰金に処せられる場合があります。

巻末資料

住宅の開発・建築等に関する届出に係る様式

- ・様式第十（第三十五条第一項第一号関係）＜開発行為＞
- ・様式第十一（第三十五条第一項第二号関係）＜建築等行為＞
- ・様式第十二（第三十八条第一項関係）＜届出事項の変更＞

誘導施設の開発・建築等に関する届出に係る様式

- ・様式第十八（第三十五条第一項第一号関係）＜開発行為＞
- ・様式第十九（第三十五条第一項第二号関係）＜建築等行為＞
- ・様式第二十（第三十八条第一項関係）＜届出事項の変更＞

誘導施設の休廃止に関する届出に係る様式

- ・様式第二十一（第五十五条の二関係）

記載例

【住宅の開発・建築等に関する届出に係る様式】

様式第十（第三十五条第一項第一号関係）

開発行為届出書

<p>都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 秋田市長</p> <p>届出者 住所 氏名</p>		
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 住宅等の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	(住宅用区画数) (担当者連絡先)

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第十一（第三十五条第一項第二号関係）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、</p> <p> } { } </p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(宛先) 秋田市長</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏名</p>	
<p>1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積</p>	
<p>2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途</p>	
<p>3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途</p>	
<p>4 その他必要な事項</p>	<p>(着手予定年月日) (完了予定年月日) (戸数) (担当者連絡先)</p>

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第十二（第三十八条第一項関係）

行為の変更届出書

年 月 日

（宛先）秋田市長

届出者 住所
氏名

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- | | |
|-------------------|-------|
| 1 当初の届出年月日 | 年 月 日 |
| 2 変更の内容 | |
| 3 変更部分に係る行為の着手予定日 | 年 月 日 |
| 4 変更部分に係る行為の完了予定日 | 年 月 日 |

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

【誘導施設の開発・建築等に関する
届出に係る様式】

様式第十八（第五十二条第一項第一号関係）

開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

(宛先) 秋田市長

届出者 住所
氏名

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	(担当者連絡先)

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第十九（第五十二条第一項第二号関係）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、</p> <p> } { 誘導施設を有する建築物の新築 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 </p> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(宛先) 秋田市長</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏名</p>	
<p>1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積</p>	
<p>2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途</p>	
<p>3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途</p>	
<p>4 その他必要な事項</p>	<p>(着手予定年月日) (完了予定年月日) (担当者連絡先)</p>

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第二十（第五十五条第一項関係）

行為の変更届出書

年 月 日

（宛先）秋田市長

届出者 住所
氏名

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 年 月 日
- 2 変更の内容

- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

【誘導施設の休廃止に関する届出に係る様式】

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

（宛先）秋田市長

届出者 住所
氏名

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
- 2 休止（廃止）しようとする年月日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 休止（廃止）に伴う措置
 - (1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 - (2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

- 2 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

【記載例】

様式第十（第三十五条第一項第一号関係）

開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和3年 1月 1日 ※着手予定日の30日前までに届出が必要

(宛先) 秋田市長

届出者 住所 秋田市山王一丁目1番1号
 氏名 株式会社〇〇〇〇〇
 代表取締役 秋田 太郎 (押印不要)

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	秋田市◇◇◇町△△番および□□番
	2 開発区域の面積	3,000平方メートル
	3 住宅等の用途	専用住宅
	4 工事の着手予定年月日	令和3年 2月 1日
	5 工事の完了予定年月日	令和3年 5月 31日
	6 その他必要な事項	(住宅用区画数) 12区画 (担当者連絡先) 秋田市山王一丁目1番1号 株式会社〇〇〇〇〇 担当 □□ TEL 018-◆◆◆-◆◆◆◆

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第十一（第三十五条第一項第二号関係）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、</p> <p>住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為</p> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p>令和3年 1月 1日 ※着手予定日の30日前までに届出が必要</p> <p>(宛先) 秋田市長</p> <p>届出者 住所 秋田市山王一丁目1番1号 氏名 秋田 太郎 (押印不要)</p>	
<p>1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積</p>	<p>(所在・地番) 秋田市◇◇◇町△△番、□□番および○○番 (地目) 宅地 (面積) 900平方メートル</p>
<p>2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途</p>	<p>共同住宅</p>
<p>3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途</p>	
<p>4 その他必要な事項</p>	<p>(着手予定年月日) 令和3年2月 1日 (完了予定年月日) 令和3年5月31日 (戸数) 12戸 (担当者連絡先) 秋田市山王一丁目1番1号 株式会社○○○○○ 担当 □□ TEL 018-◆◆◆-◆◆◆◆</p>

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第十二（第三十八条第一項関係）

行為の変更届出書

令和3年 2月 1日

（宛先）秋田市長

届出者 住所 秋田市山王一丁目1番1号
氏名 株式会社〇〇〇〇〇
代表取締役 秋田 太郎（押印不要）

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 令和 3年 1月 1日
- 2 変更の内容
住宅用区画数（変更前：12区画、変更後：10区画）
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和 3年 3月 1日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和 3年 5月 31日

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第十八（第五十二条第一項第一号関係）

開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和3年 1月 1日 **※着手予定日の30日前までに届出が必要**

(宛先) 秋田市長

届出者 住所 秋田市山王一丁目1番1号
 氏名 学校法人〇〇〇〇
 理事長 秋田 太郎 (押印不要)

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	秋田市◇◇◇町△△番および□□番
	2 開発区域の面積	2,500平方メートル
	3 建築物の用途	認定こども園
	4 工事の着手予定年月日	令和 3年 2月 1日
	5 工事の完了予定年月日	令和 3年 5月 31日
	6 その他必要な事項	(担当者連絡先) 秋田市山王一丁目1番1号 学校法人〇〇〇〇 担当 □□ TEL 018-◆◆◆◆-◆◆◆◆

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第十九（第五十二条第一項第二号関係）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、</p> <p>誘導施設を有する建築物の新築 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為</p> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p>令和3年 1月 1日 ※着手予定日の30日前までに届出が必要</p> <p>(宛先) 秋田市長</p> <p>届出者 住所 秋田市山王一丁目1番1号 氏名 株式会社〇〇〇〇〇 代表取締役 秋田 太郎 (押印不要)</p>	
1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	(所在・地番) 秋田市◇◇◇町△△番、□□番および〇〇番 (地目) 宅地 (面積) 3, 500平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	生鮮食料品を取扱うスーパーマーケット (店舗面積: 2, 500平方メートル)
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	(着手予定年月日) 令和3年 2月 1日 (完了予定年月日) 令和3年 5月31日 (担当者連絡先) 秋田市山王一丁目1番1号 株式会社〇〇〇〇〇 担当 □□ TEL 018-◆◆◆◆-◆◆◆◆

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第二十（第五十五条第一項関係）

行為の変更届出書

令和3年 2月 1日

（宛先）秋田市長

届出者 住所 秋田市山王一丁目1番1号
氏名 株式会社〇〇〇〇〇
代表取締役 秋田 太郎（押印不要）

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 令和 3年 1月 1日
- 2 変更の内容
土地の面積（変更前：2,500㎡、変更後：2,000㎡）
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和 3年 3月 1日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和 3年 5月 31日

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

誘導施設の休廃止届出書

令和3年1月1日

（宛先）秋田市長

届出者 住所 秋田市山王一丁目1番1号
氏名 学校法人〇〇〇〇
理事長 秋田 太郎（押印不要）

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の~~（休止・廃止）~~について、下記により届け出ます。

記

- 1 ~~休止（廃止）~~しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
 - ・名称：〇〇〇〇こども園
 - ・用途：認定こども園
 - ・所在地：秋田市山王一丁目1番1号
- 2 ~~休止（廃止）~~しようとする年月日
令和3年2月1日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 ~~休止（廃止）~~に伴う措置
 - (1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 - (2) ~~休止（廃止）~~後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項
建築物は取り壊し、跡地を売却予定。
除却予定時期：令和3年5月31日

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

秋田市立地適正化計画に係る
届出制度について（第4版）

令和3年1月

作成 秋田市都市整備部都市計画課

〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号

TEL 018-888-5764 FAX 018-888-5763

e-mail : ro-urim@city.akita.lg.jp